

水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例
届出案内

令和6年5月

仙台市環境局環境部 環境対策課

TEL:022-214-8223 (直通)

FAX:022-214-5378

Index

I. 水質汚濁防止法 特定施設の届出について	
1 特定施設等の届出-----	1
2 届出の種類-----	1
3 届出の提出先-----	2
4 届出の流れ-----	3
5 届出に必要な書類-----	4
6 水質汚濁防止法第5～7条に基づく届出に必要な様式-----	5
II. 宮城県公害防止条例 特定施設の届出について	
1 特定施設等の届出-----	6
2 届出の種類-----	6
3 届出の提出先及びフロー-----	6
4 届出に必要な書類-----	7
III. 排出水の基準等	
1 仙台市公害防止条例について-----	7
2 排水基準について-----	7
3 自主検査について-----	8
IV. 構造等の規制	
1 構造等規制制度の概要-----	8
2 構造等に関する基準及び定期点検の方法-----	8
[表-1] 水質汚濁防止法の特定施設-----	10
[表-2] 宮城県公害防止条例の特定施設-----	17
[表-3-1] 排水基準（有害物質）-----	18
[表-3-2] 排水基準（生活環境項目）-----	18
V. 記入要領	
下水道整備区域（合流区域）及び有害物質貯蔵指定施設-----	19
下水道整備区域（分流区域）-----	30
下水道未整備区域（公共用水域放流）-----	38
定期点検記録表-----	46

I. 水質汚濁防止法 特定施設等の届出について

1. 特定施設等の届出

仙台市内で、工場又は事業場から公共用水域^{※1}へ水を排出する（分流式下水道へ排出する場合も含む）方が特定施設^{※2}を設置しようとするとき等には、水質汚濁防止法に基づき仙台市長あて届け出る必要があります。なお、平成24年6月1日の水質汚濁防止法改正により、有害物質使用特定施設^{※3}、又は有害物質貯蔵指定施設^{※4}を設置しようとするときは、排水を合流式下水道へ接続する場合であっても、水質汚濁防止法の届出が必要になりました。

- ※1 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路
- ※2 カドミウム等の有害物質を含む排水、又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものである排水を排出する施設で、政令で定めるもの。(9～15 ページ参照。)
- ※3 特定施設のうち、有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設のこと。
- ※4 有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び政令で定める指定物質（ホルムアルデヒド等 56 項目。詳しくはお問い合わせください。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設。

2. 届出の種類

種類 (適用条項)	届出の内容	届出期限	届出違反に対する 罰則 (適用条項)
特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置届出 (法第 5 条)	工場又は事業場から公共用水域へ水を排出する者が、特定施設 (有害物質使用特定施設を含む) を設置しようとするとき (第 1 項)	設置の工事着手予定日の 60 日前まで	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 (法第 32 条)
	地下に「有害物質使用特定施設」に係る汚水等を含む水を浸透させるものが「有害物質使用特定施設」を設置しようとするとき (第 2 項)		
	「有害物質使用特定施設」を設置しようとするとき (第 1 項又は第 2 項の場合を除く)、又は「有害物質貯蔵指定施設」を設置しようとするとき (第 3 項)		
特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 構造等変更届出 (法第 7 条)	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、使用方法、汚水等の処理方法、排出水の汚染状態や量又は特定地下浸透水の浸透の方法等について変更しようとするとき	変更の工事着手予定日の 60 日前まで	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 (法第 32 条)
特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 使用届出 (法第 6 条)	従来、特定施設でなかった施設が法改正により新たに届出対象施設となった場合、既に当該施設を設置 (工事中を含む) し、排水を排出しているとき、又は地下に特定地下浸透水を浸透させているとき	特定施設に指定された日から 30 日以内	30 万円以下の罰金 (法律第 33 条)

氏名変更等届出 (法第 10 条)	氏名, 名称, 住所, 所在地に変更があったとき	変更のあった日から 30 日以内	10 万円以下の過料 (法第 35 条)
特定施設 (有害物質貯蔵特定施設) 使用廃止届出 (法第 10 条)	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から 30 日以内	10 万円以下の過料 (法第 35 条)
承継届出 (法第 11 条第 3 項)	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け, または借り受けた者, 若しくは相続, 合併又は分割により届出者の地位を承継した時	承継の日から 30 日以内	10 万円以下の過料 (法第 35 条)

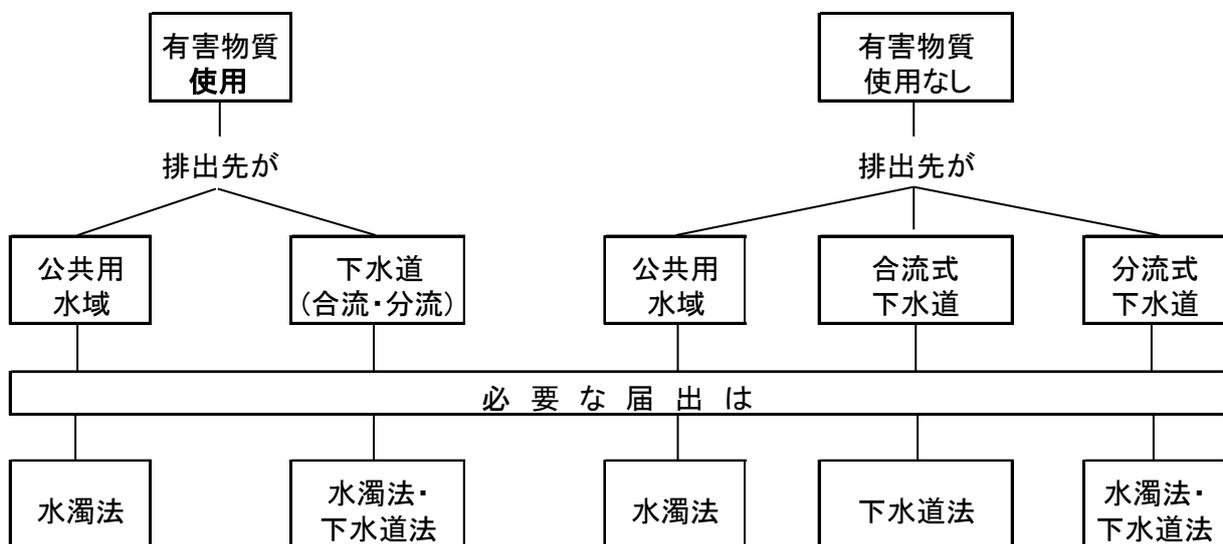
3. 届出の提出先

水質汚濁防止法の届出先は, 次のとおりです。

届出先 : 仙台市環境局環境対策課 水質係 〒980-8671 仙台市青葉区二日町 6-12 MS ビル二日町 5 階 TEL 022-214-8223 (直通) FAX 022-214-0580
--

設置等する施設の種類と排水の排出先により, 水質汚濁防止法 (水濁法) ではなく下水道法の届出が必要な場合や, 両方の法律に基づく届出が必要な場合等があります。下図をご参照願います。

[「特定施設」を設置する場合]



[設置等する施設が「有害物質貯蔵指定施設」の場合]

水質汚濁防止法の届出のみが必要です。

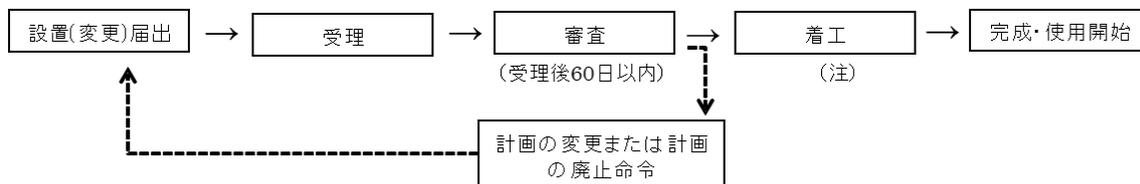
[下水道法届出書提出先]

建設局水質管理センター

仙台市青葉区折立三丁目 20-2 TEL : 022-226-5432

4. 届出の流れ

- (1) 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出（工事着手予定日の 60 日前までに提出）
- (2) 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造等（施設の構造及び使用方法，汚水等の処理の方法）変更届出（工事着手予定日の 60 日前までに提出）

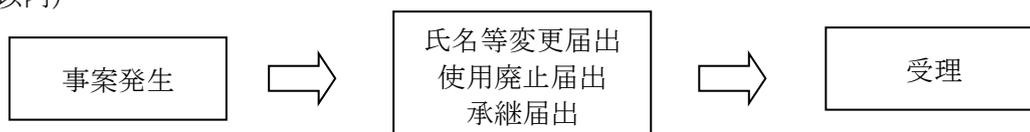


(注) 着工は，届出の受理日から 60 日経過後となります。ただし，実施制限の解除が通知された場合はこの限りではありません。

- (3) 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出（ある施設が特定施設となった日から 30 日以内に提出）



- (4) 氏名等変更届出，特定施設使用廃止届出，承継届出（それぞれの事実発生の日から 30 日以内）



5. 届出に必要な書類

水質汚濁防止法に基づく届出に必要な書類は次表のとおりです。2部提出してください。1部は返却します。

◎：必須 ○：届出内容により必要

		設 置			構造等変更			使 用			変 更	廃 止	承 継
		法第5条			法第7条			法第6条			法第10条	法第10条	法第11条
		第1項	第2項	第3項	法第5条 第1項 関係	法第5条 第2項 関係	法第5条 第3項 関係	法第5条 第1項 関係	法第5条 第2項 関係	法第5条 第3項 関係			
特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 設置（使用，変更）届出書	様式第1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
氏名等変更届出書	様式第5										◎		
特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 使用廃止届出書	様式第6											◎	
承継届出書	様式第7												◎
特定施設等の構造	別紙1	◎			○			◎					
特定施設等の設備	別紙1の2	○			○			○					
特定施設等の使用の方法	別紙2	◎			○			◎					
汚水等の処理の方法	別紙3	◎			○			◎					
排出水の汚染状態及び量	別紙4	◎			○			◎					
排出水に係る用水および排水の系統	別紙6	◎			○			◎					
有害物質使用特定施設の構造	別紙7		◎			○			◎				
有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8		◎			○			◎				
汚水等の処理の方法	別紙9		◎			○			◎				
特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10		◎			○			◎				
特定地下浸透水に係る用水および排 水の系統	別紙11		◎			○			◎				
有害物質使用特定施設又は有害物質 貯蔵指定施設の構造	別紙12			◎			◎			○			
有害物質使用特定施設又は有害物質 貯蔵指定施設の設備	別紙13			◎			◎			○			
有害物質使用特定施設又は有害物質 貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14			◎			◎			○			
施設において製造され，使用され， 若しくは処理される有害物質に係る 用水および排水の系統又は施設にお いて貯蔵される有害物質に係る搬入 及び搬出の系統	別紙15			◎			◎			○			
特定施設を含む操業の系統図	任意様式	◎	◎		○	○		◎	◎				
汚水処理の系統図	任意様式	◎	◎		○	○		◎	◎				
特定施設の構造図	任意様式	◎	◎		○	○		◎	◎				
汚水処理施設の構造図	任意様式	◎	◎		○	○		◎	◎				
特定事業場付近の見取図	任意様式	◎	◎		○	○		◎	◎				
事業場全体の配置図 (1) 特定施設の設置場所 (2) 特定施設に関連する主要機械 又は主要装置の設置場所 (3) 汚水処理施設の設置場所 (4) 排水口の位置 (5) 汚水，排水の導水経路	任意様式	◎	◎		○	○		◎	◎				
(6) 特定地下浸透水の浸透施設の 位置及び浸透場所の位置	任意様式		◎			○			◎				

II. 宮城県公害防止条例 特定施設の届出について

1. 特定施設等の届出

仙台市内で、工場又は事業場から公共用水域へ水を排出する（分流式下水道へ排出する場合も含む）方が、表-2に定める特定施設を設置しようとするとき等には、宮城県公害防止条例に基づき仙台市長あて届け出る必要があります。

2. 届出の種類

種類 (適用条項)	届出の内容	届出期限	届出違反に対する 罰則 (適用条項)
特定施設設置届出 (条例第 26 条第 1 項)	工場又は事業場から公共用水域へ水を排出する者が、特定施設を設置しようとするとき	設置の工事着手 予定日の 60 日 前まで	5 万円以下の罰金 (条例第 75 条)
特定施設構造等変更届出(条例第 28 条第 1 項)	特定施設の構造, 使用方法, 汚水等の処理方法, 排出水の汚染状態や量等について変更しようとするとき	変更の工事着手 予定日の 60 日 前まで	5 万円以下の罰金 (条例第 75 条)
特定施設使用届出 (条例第 27 条第 1 項)	従来, 特定施設でなかった施設が条例改正により新たに届出対象施設となった場合, 既に当該施設を設置(工事中を含む。)し, 排出水を排出しているとき	特定施設に指定 された日から 30 日以内	3 万円以下の罰金 (条例第 76 条)
氏名変更等届出 (条例第 31 条)	氏名, 名称, 住所, 所在地に変更があったとき, 又はその届出に係る特定施設の使用を廃止した時	変更等のあった 日から 30 日以内	
承継届出 (条例第 32 条)	特定施設を譲り受け, または借り受けた者, 若しくは相続, 合併又は分割により届出者の地位を承継した時	承継の日から 30 日以内	

3. 届出の提出先及びフロー

I (水質汚濁防止法) 3, 4 をご参照ください。同様の流れとなります。

設置(変更)届出の際は、受理書を交付します。

4. 届出に必要な書類

宮城県公害防止条例に基づく届出に必要な書類は次表のとおりです。2部提出してください。

1部は返却します。

◎：必須 ○：届出内容により必要

		設置	構造等 変更	使用	氏名等 変更	廃止	承継
汚水等に係る特定施設設置（使用，変更）届出書	様式第3	◎	◎	◎			
氏名等変更届出書	様式第12				◎		
廃止届出書	様式第13					◎	
承継届出書	様式第15						◎
特定施設等の構造	別紙1	◎	○	◎			
特定施設等の使用の方法	別紙2	◎	○	◎			
汚水等の処理の方法	別紙3	◎	○	◎			
排出水の汚染状態及び量	別紙4	◎	○	◎			
排出水に係る用水および排水の系統	別紙5	◎	○	◎			
特定施設を含む操業の系統図	任意様式	◎	○	◎			
汚水処理の系統図	任意様式	◎	○	◎			
特定施設の構造図	任意様式	◎	○	◎			
汚水処理施設の構造図	任意様式	◎	○	◎			
特定事業場付近の見取図	任意様式	◎	○	◎			
事業場全体の配置図 (1) 特定施設の設置場所 (2) 特定施設に関連する主要機械又は主要装置の設置場所 (3) 汚水処理施設の設置場所 (4) 排水口の位置 (5) 汚水，排水の導水経路	任意様式	◎	○	◎			

Ⅲ. 排出水の基準等

1. 仙台市公害防止条例について

仙台市公害防止条例では，特定施設は定められておらず，届出規定はありませんが，排水水^{※1}の規制基準があります。

排出水の規制規準は，水質汚濁防止法および公害防止条例の特定施設を設置する工場等以外の工場等の排水水に適用されます。

※1 工場等から公共用水域に排出される汚水その他の水または廃液。

2. 排水基準について

施設の設置者は，それぞれ定められた排水基準に適合しない排水水を排出してはならないことになっています。

貴事業場の操業形態等を確認の上，排出する項目又は排出が予想される項目について，排水基準を超過することのないよう十分注意してください。

排水基準については表－3（18ページ）のとおりです。

注）一部の業種の事業場について，基準の適用が猶予される場合あるいは暫定基準が適用される場合があります。

3. 自主検査について

(1) 水質汚濁防止法

排水水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、排水基準に定められた事項について自主的に水質検査を行い、その結果を三年間記録保管しておくことが義務づけられています。なお、頻度については業種や汚染状態に応じて適宜に行う事になっています。

(2) 宮城県公害防止条例

排水水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、排水基準に定められた事項について12月を超えない作業期間ごとに1回以上行い、その結果を三年間記録保管しておくことが義務づけられています。

(自主検査の記録例)

水質測定記録表

測定年月日 時刻	測定場所		測定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量								

IV. 構造等の規制

1. 構造等規制制度の概要

平成24年6月1日に改正水質汚濁防止法（以下、改正法）が施行され、有害物質による地下水の汚染を未然に防止することを目的として、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、施設の構造等に関する基準の順守と定期点検を義務付ける新たな制度が導入されました。

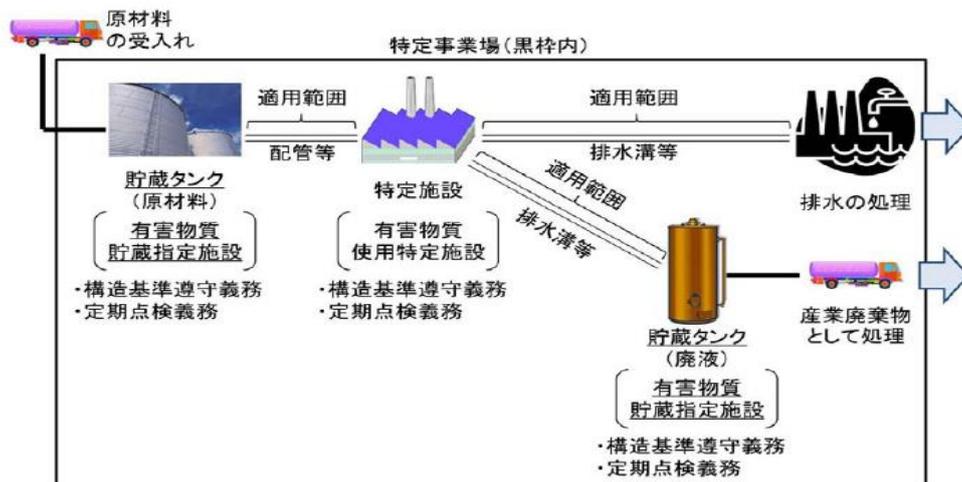
詳しくは、環境省「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル (<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/manual/main.pdf>)」をご参照ください。

2. 構造等に関する基準及び定期点検の方法

(1) 構造、設備及び使用の方法に関する基準

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者は、①施設の床面及び周囲 ②施設に付帯する配管等 ③施設に付帯する排水溝等 ④地下貯蔵施設について定められている構造、設備 及び⑤使用の方法に関する基準を満たす必要があります。

基準の適用範囲は、下図のとおりです。



(2) 定期点検の方法等

①点検の方法

点検の対象は、おおまかには上図のとおりです。有害物質使用特定施設（貯蔵施設）の本体が設置される床面及び周囲に設ける防液堤等や付帯する配管・排水溝等が該当します。

点検方法は大きく分けて、破損等の確認、漏えい等の有無の確認の二通りが位置づけられており、点検対象ごとに点検方法や回数が定められています。詳しくは、上記マニュアルをご参照ください。

②点検の記録

点検を行ったときは、次の事項を記録し、点検の日から三年間保存しなければなりません。

- 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- 点検年月日
- 点検の方法及び結果
- 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

定期点検以外でも、異常又は有害物質を含む水の漏えいが確認された場合には、定期点検に準じた取り扱いとし、その記録を三年間保存するよう努めなければなりません。

③異常時の措置

点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等が認められた場合には、直ちに補修その他必要な措置を講じなければなりません。

表一 1 水質汚濁防止法の特定施設

(水質汚濁防止法施行令第1条 別表第1より)

番 号	施 設 の 種 類
一	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
一の二	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
二	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
三	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
四	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
五	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設
六	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
七	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
八	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
九	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
十	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ 蒸留施設
十一	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

十二	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 压榨施設 ニ 分離施設
十三	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
十四	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
十五	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
十六	麺類製造業の用に供する湯煮施設
十七	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
十八	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
十八の二	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
十八の三	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
十九	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
二十	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
二十一	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
二十一の二	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
二十一の三	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
二十一の四	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
二十二	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設

二十三	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チツブ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
二十三の二	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
二十四	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
二十五 ※	削除
二十六	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
二十七	<p>前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
二十八	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
二十九	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
三十	<p>発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設

※「水質汚濁防止法施行令」の改正(平成29年8月16日施行)により第二十五号が削除された。

三十一	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
三十二	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
三十三	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
三十四	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設
三十五	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
三十六	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
三十七	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設

三十八	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
三十八の二	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
三十九	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
四十	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
四十一	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
四十二	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
四十三	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
四十四	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
四十五	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
四十六	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
四十七	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
四十八	火薬製造業の用に供する洗浄施設
四十九	農薬製造業の用に供する混合施設
五十	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
五十一	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
五十一の二	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
五十一の三	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
五十二	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
五十三	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
五十四	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）

五十五	生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント
五十六	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
五十七	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
五十八	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
五十九	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
六十	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
六十一	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
六十二	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設
六十三	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
六十三の二	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
六十三の三	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
六十四	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
六十四の二	水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
六十五	酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六	電気めつき施設
六十六の二	エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
六十六の三	旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
六十六の四	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の五	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

六十六の六	飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の七	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の八	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十七	洗濯業の用に供する洗浄施設
六十八	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
六十八の二	病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
六十九	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
六十九の二	卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
七十	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
七十の二	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
七十一	自動式車両洗浄施設
七十一の二	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
七十一の三	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
七十一の四	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
七十一の五	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
七十一の六	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
七十二	し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）
七十三	下水道終末処理施設
七十四	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

表－２ 宮城県公害防止条例の特定施設

(宮城県公害防止条例施行規則第２条 別表第１の三 汚水等に係る特定施設)

番号	施設の種類	規模又は能力
一	水産物卸売市場の洗浄施設(陸揚げ地に開設されたものに限る。)	
二	集団給食施設(水質汚濁防止法の特定施設六十六の四に該当する場合を除く)	給食能力が継続的に一回一〇〇食以上又は一日二五〇食以上のもの
三	ガソリンスタンド営業又は自動車整備業の用に供する洗浄施設(水質汚濁防止法の特定施設七十の二に該当する場合を除く)	
四	廃油の再生の用に供する原料処理施設	
五	公衆浴場業の用に供する洗場施設	
六	ごみ処理施設	処理能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上のもの
七	動物園	成畜の飼養能力が三〇頭以上のもの
八	病院の廃液の処理施設(有害物質又はフェノール類含有物を取り扱うものに限る。)	
九	アスファルト又は油脂類容器の洗浄施設(灯油その他の油類を使用するものに限る。)	

備考

- この表に掲げる施設は、水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域(以下「公共用水域」という。)に排水を排出する工場又は事業場に設置されるものに限る。
- この表の八にいう「有害物質」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)第二条に定める物質をいう。

水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準

表-3-1 排水基準（有害物質）*1

これらの物質は排水量に関係なく全ての事業場に適用されます。

単位 mg/L

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03	1,1-ジクロロエチレン	1
シアン化合物	1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
有機リン化合物	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
鉛及びその化合物	0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
六価クロム化合物	0.2	1,3-ジクロロプロペン	0.02
砒素及びその化合物	0.1	チウラム	0.06
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	シマジン	0.03
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2
ポリ塩化ビフェニル	0.003	ベンゼン	0.1
トリクロロエチレン	0.1	セレン及びその化合物	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物	海域 230, その他 10
ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物	海域 15, その他 8
四塩化炭素	0.02	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100*2
1,2-ジクロロエタン	0.04	1,4-ジオキサン	0.5

*1 宮城県公害防止条例, 仙台市公害防止条例では, 一部の項目において許容限度が設定されていない, 又は値が上表と異なる

*2 1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

表-3-2 排水基準（生活環境項目）

1日あたりの排水量が50 m³又は25 m³以上の事業場に適用されます。単位 mg/L ()内は日間平均値

項目	法区分 排水量	水質汚濁防止法			宮城県公害防止条例 50m ³ /日以上 (25m ³ /日以上*4)	仙台市公害防止条例 50m ³ /日以上 (25m ³ /日以上*4)
		一般排水基準 50m ³ /日以上	特別排水基準 *1*5			
			下水道整備区域	その他の区域		
pH	海域に排出する場合	5.0~9.0	—	—	5.0~9.0	5.0~9.0
(水素指数)	海域以外に排出する場合	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD (海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合に適用)		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
COD (海域・湖沼に排出する場合に適用)		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質量		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5	5	5	5	5
	動植物油脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量		5	5	5	5	5
銅含有量		3	3	3	3	3
亜鉛含有量		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量		10	10	10	10	10
クロム含有量		2	2	2	2	2
大腸菌群数 (個/1cm ³)		(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)
窒素含有量*2		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	—
燐含有量*3		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	—

備考

*1 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川のうどう溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25 m³以上の特定事業場に適用されます。

*2 青下ダム, 月山池, 丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用されます。

*3 青下ダム, 大倉ダム, 月山池, 七北田ダム, 丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用されます。

*4 宮城県公害防止条例, 仙台市公害防止条例ともに*1の地域に排出する場合は, 1日当りの排出量が25m³以上の事業場が規制対象となります。

*5 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場等から排出される排出水に係る特別排水基準は, 当該排出水の量が1日につき10m³以上であるものについて, 一般排水基準に定める許容限度となります。

V. 記入要領

様式第1 (第3条関係) (表面)

めっき施設を下水道合流区域に設置する場合

有害物質貯蔵施設を設置する場合

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

年 月 日

仙台市長 殿

〒980-0803

届出者 宮城県仙台市青葉区国分町〇丁目〇ー〇
〇〇メッキ株式会社
代表取締役 仙台 太郎

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇メッキ株式会社〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	仙台市〇〇区 国分町〇丁目-2-3	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	N o 1	N o 2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害特定	有害特定
型 式	浸漬式 (〇〇〇社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (〇〇〇社製 ZB-A1)
構 造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇〇のとおり）	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇〇のとおり）
主 要 寸 法	槽寸法 酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は添付図面〇〇のとおり)
能 力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配 置	めっき工場棟1階 (配置は、添付図面〇〇のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、添付図面〇〇のとおり)
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	N o 3	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害特定	
型 式	廃ガス洗浄施設 (T R S - F 5 0)	
構 造	F R P 製	<ul style="list-style-type: none"> ・施設本体の形状や材質等を簡潔に記載する。 ・施設の構造図等を添付し、施設本体の構造を説明する。 ・地下構造などの場合、必要に応じ設備の立面図も添付する。
主 要 寸 法	3800×1500×3900 (H) mm	
能 力	3000m ³ /分	
配 置	屋上 (屋上平面図参照)	
床 面 及 び 周 囲	床面:コンクリート(フラン樹脂被膜) 周囲:本体は床面に接していない	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置される床面やその周囲の構造、材質等を簡潔に記載する。 ・施設の構造図等を添付し、防液堤等の漏洩防止措置と、その内側(有害物質に触れる恐れのある範囲)の材質等を記載する
設 置 年 月 日	年 月 日	
工事着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	
工事完成予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	
使用開始予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	
その他参考となるべき事項	スクラバー洗浄水は年に1回交換、有害物質貯蔵指定施設に保管後、産廃処理	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設、設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	N o 4	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害貯蔵	
型 式	貯蔵タンク (〇〇社製〇〇-〇〇〇〇L)	
構 造	ポリエチレン製 液出し構造 補強枠：亜鉛メッキ鋼板枠 (貯蔵タンク図参照)	
主 要 寸 法	1535(直径)×1250(H)mm	
能 力	貯蔵量 2.0m ³	
配 置	廃液保管室 (1階平面図参照)	
床 面 及 び 周 囲	床面：コンクリート(フラン樹脂で被膜) 周囲：防液堤(容量3.0m ³)	
設 置 年 月 日	年 月 日	
工事着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	
工事完成予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	
使用開始予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	
その他参考となるべき事項	貯蔵タンクは架台に設置	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	No 1	No 2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害特定	有害特定
設備	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
構造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
主要寸法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でNo 1の排水溝と合流)
配置	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
その他参考となるべき事項	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。 トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること</p> </div>	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。
「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。
「主要寸法」の欄には、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。
「配置」の欄には、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないため、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	№ 3	№ 4
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害特定	有害貯蔵
設 備	地上配管、バルブ、フランジ	地上配管、バルブ、フランジ
構 造	配水管：塩ビ地上配管	排水管：塩ビ地上配管
主 要 寸 法	配管：直径100mm×10m バルブ：1箇所 フランジ：2箇所	配管：直径100mm×20m バルブ：2箇所 フランジ：3箇所
配 置	1階～屋上排水設備図面参照	廃液保管室 (1階平面図参照)
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
その他参考となるべき事項	排水管は有害貯蔵施設に接続	排水管内を有害物質を含む水が流れる

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。
「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。
「主要寸法」の欄には、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。
「配置」の欄には、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないため、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	N o 1	N o 2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害特定	有害特定
設 置 場 所	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)
操 業 の 系 統	〇〇処理を行う	〇〇めっきを行う
使 用 時 間 間 隔	週に2～3日程度使用し、使用時間帯は不規則	10時～16時
1日当たりの使用時間	4時間	6時間
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	(前処理工程) 硝酸 30kg/月 (1wt%) (クロメート処理工程) 硫酸 5kg/月 (1wt%) 硫酸 100kg/月 (20wt%) 無水クロム酸 10kg/月	(前処理工程) N a O H 100kg/月 (10wt%) 界面活性剤 10kg/月 (1wt%) 硫酸 100kg/月 (5wt%) (めっき工程) 金属亜鉛 5kg/月 (1wt%) N a O H 50kg/月 (10wt%) N a C N 10kg/月 フッ化水素酸 10kg/月
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	——	——
その他参考となるべき事項	排水は、排水処理施設で処理後下水道放流。	脱脂洗浄槽の濃厚廃液及びめっき浴ろ過装置の逆洗洗浄水は、廃液貯蔵タンクに保管後委託処分する。 他の排水は、排水処理施設で処理後下水道放流。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	N o 3	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害特定	
設 置 場 所	屋上 (屋上平面図参照)	
操 業 の 系 統	ドラフト→廃ガス洗浄	<p>・有害物質使用特定施設にあって、原材料に有害物質が含まれる場合は、有害物質名を記載する。 なお、有害物質を製造するなど、原材料以外に含まれるのであれば、その他欄に記載する。</p>
使 用 時 間 間 隔	10時～16時	
1日当たりの使用時間	6時間	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	硝酸等廃ガスの洗浄 洗浄水は循環使用	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	—	<p>・廃棄物の外部委託などによる有害物質の系外排出などがあれば記載する。</p>
その他参考となるべき事項	スクラバー洗浄水は、年に1回交換後排水処理施設で処理。	

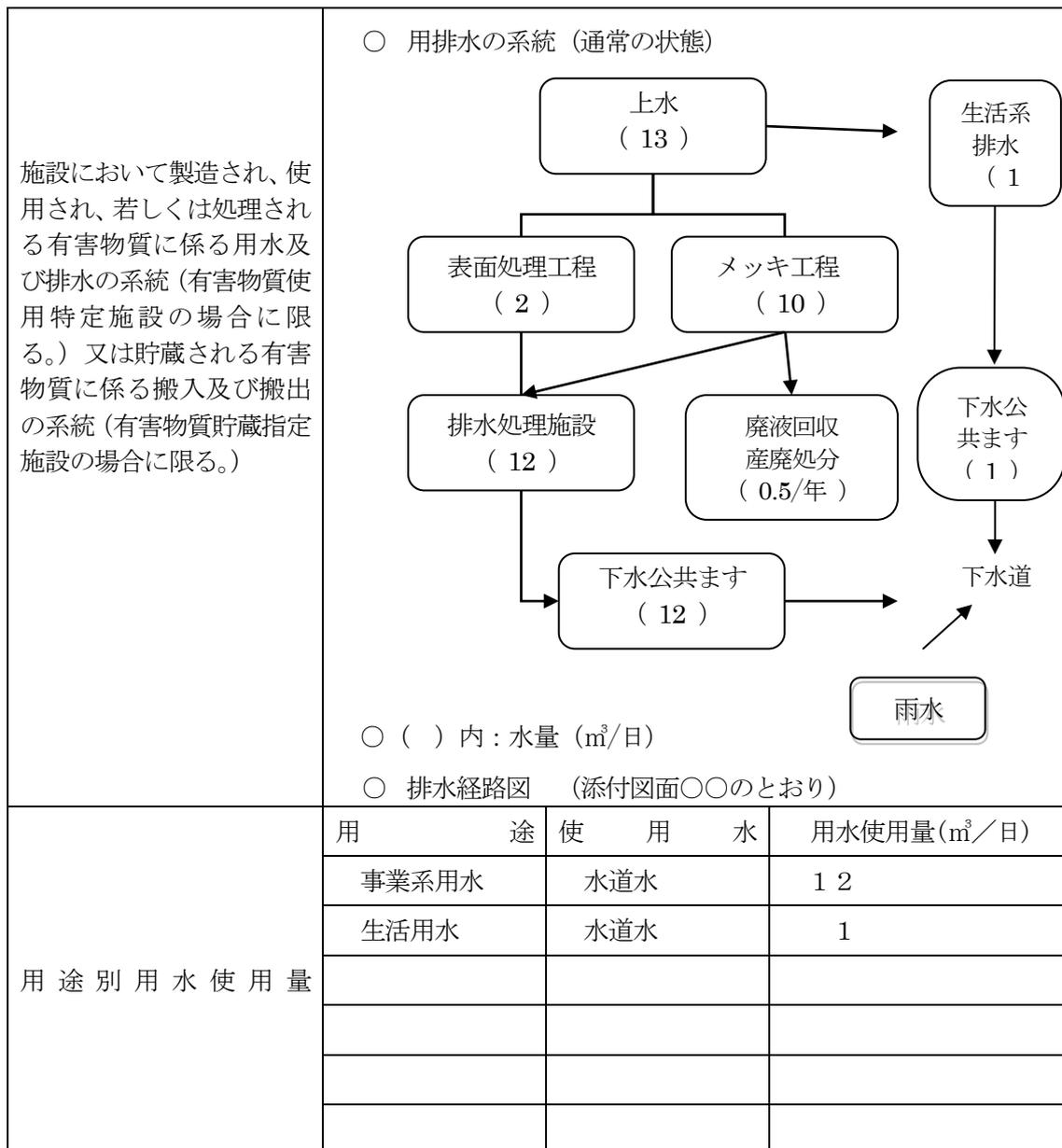
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	N o 4	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害貯蔵	
設 置 場 所	廃液保管室 (1階平面図参照)	
操 業 の 系 統	電気めっき施設系排水廃液の貯蔵	
使 用 時 間 間 隔	月～金 (9時～18時)	
1日当たりの使用時間	6時間	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	—	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	シアン	
その他参考となるべき事項	廃液(500L程度)は、年1回の頻度で産業廃棄物として委託処理する。	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄にはそれぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）



備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

めっき施設を下水道分流区域に設置する場合

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

年 月 日

仙台市長 殿

届出者 〒980-0803

宮城県仙台市青葉区国分町〇丁目〇ー〇

〇〇メッキ株式会社

代表取締役 仙台 太郎

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇メッキ株式会社〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	仙台市〇〇区国見 〇丁目-2-3	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設	※施設番号
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	N o 1	N o 2
特定施設号番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型 式	浸漬式 (〇〇〇社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (〇〇〇社製 ZB-A1)
構 造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇〇のとおり）	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇〇のとおり）
主 要 寸 法	槽寸法 酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は添付図面〇〇のとおり)
能 力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配 置	めっき工場棟1階 (配置は、添付図面〇〇のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、添付図面〇〇のとおり)
設 置 年 月 日	年 月 日 ※使用届の場合に記入。以下同様	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年〇月〇〇日	〇〇年〇月〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年〇月〇〇日	〇〇年〇月〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年〇月〇〇日	〇〇年〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。 防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。</p> </div>

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	No 1	No 2
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
設備	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
構造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
主要寸法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でNo 1の排水溝と合流)
配置	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年〇月〇〇日	〇〇年〇月〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年〇月〇〇日	〇〇年〇月〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年〇月〇〇日	〇〇年〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。 トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること</p> </div>	

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
- 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。

「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。

「主要寸法」の欄には、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。

「配置」の欄には、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。

有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないため、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	No 1		No 2		
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設		66 電気めっき施設		
設置場所	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)		めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)		
操業の系統	〇〇処理を行う ※原料から製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。		〇〇めっきを行う		
使用時間間隔	週に2～3日程度使用し、使用時間帯は不規則		10時～16時		
1日当たりの使用時間	4時間		6時間		
使用の季節的変動	なし		6月中旬～7月中旬100%稼働 12月中旬～1月中旬30%稼働		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	(前処理工程) 硝酸 30kg/月 (1wt%) (クロメート処理工程) 硫酸 5kg/月 (1wt%) 硫酸 100kg/月 (20wt%) クロム酸 10kg/月		(前処理工程) NaOH 100kg/月 (10wt%) 界面活性剤 10kg/月 (1wt%) 硫酸 100kg/月 (5wt%) (めっき工程) 金属亜鉛 5kg/月 (1wt%) NaOH 50kg/月 (10wt%) NaCN 10kg/月 フッ化水素酸 10kg/月		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	(単位:mg/L)				
	pH	3.2	3.0	10.5	10.9
	SS	—	—	50	100
	六価クロム	10	40	—	—
	クロム	10	40	—	—
	ふっ素	—	—	20	50
シアン	—	—	20	50	
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	2	4	10	15	
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	No 1								
処理施設の設置場所	添付図面〇〇のとおり								
設置年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
工事着手予定年月日	〇〇年〇月〇〇日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
工事完成予定年月日	〇〇年〇月〇〇日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
使用開始予定年月日	〇〇年〇月〇〇日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
種類及び型式	連続式								
構造	鉄筋コンクリート (構造図、添付図面〇〇のとおり)								
主要寸法	全体8m×10m×2m (各槽の寸法は、添付図面〇〇のとおり)								
能力	20m ³ /日								
処理の方式	連続式(油水分離、加圧還元、凝集沈殿、ろ過、中和等)								
処理の系統	資料〇〇のとおり								
集水及び導水の方法	地上配管で処理施設まで導水 (経路は、添付図面〇〇のとおり)								
使用時間間隔	10時～18時								
1日当たりの使用時間	8時間								
使用の季節変動	なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	NaOH 2kg/日(中和) 硫酸 2kg/日(中和) 亜硫酸水素 ナトリウム 2kg/日(加圧還元) PAC 20kg/日(凝集沈殿)								
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	(単位:mg/L)								
	pH	3~10	6~8	3~10	5~9				
	SS	50	10	100	20				
	六価クロム	10	<0.02	40	0.1				
	クロム	10	<0.2	40	1.0				
	ふっ素	20	<0.8	50	2.0				
	シアン	20	<0.1	50	0.2				
量(m ³ /日)	12	12	19	19					
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	廃油(50kg/月)。汚泥は、脱水した後委託処理(600kg/月)株〇〇に委託予定								
排出水の排出方法	排水口1(下水道)放流 (排水口の位置は添付図面〇〇のとおり)								
その他参考となるべき事項	放流槽にpH自動記録計を設置								

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口1 (下水道汚水公共ます)			
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	(単位: mg/L)				
	pH	6.4~8.0	5.8~8.6		
	六価クロム	0.02 未満	0.09		
	クロム	0.2 未満	0.9		
	ふっ素	0.8 未満	1.8		
	シアン	0.1 未満	0.2		
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		13	21		
その他参考となるべき事項		汚水排水(事業系排水・生活系排水)は下水道污水管放流 雨水排水は下水道雨水管放流			

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統	<p>○ 用排水の系統 (通常の状態)</p> <pre> graph TD A[上水 (13)] --> B[めっき工程 (12)] A --> C[トイレ・食堂等 (1)] B --> D[排水処理施設 (12)] D --> E[下水公共ます (13)] C --> E F[雨水] --> G[雨水公共ます] E --> H[] G --> I[] style H fill:none,stroke:none style I fill:none,stroke:none </pre> <p>○ () 内 : 水量 (m³/日) ○ 排水経路図 (添付図面○○のとおり)</p>		
	用途別用水使用量	用 途	使 用 水
	事業系	上水	12
	生活系	上水	1

めっき施設を下水道未整備区域に設置する場合

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

年 月 日

仙台市長 殿

届出者 〒980-0803
宮城県仙台市青葉区国分町〇丁目〇-〇
〇〇メッキ株式会社
代表取締役 仙台 太郎

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇メッキ株式会社〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		仙台市〇〇区 芋沢〇〇-2-3	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	N o 1	N o 2
特定施設号番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型 式	浸漬式 (〇〇〇社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (〇〇〇社製 ZB-A1)
構 造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング (構造図は資料〇〇のとおり)	鉄製、内部を塩化ビニールライニング (構造図は資料〇〇のとおり)
主 要 寸 法	槽寸法 酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は添付図面〇〇のとおり)
能 力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配 置	めっき工場棟1階 (配置は、添付図面〇〇のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、添付図面〇〇のとおり)
設 置 年 月 日	年 月 日 ※使用届の場合に記入。以下同様	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年〇月〇〇日	〇〇年〇月〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年〇月〇〇日	〇〇年〇月〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年〇月〇〇日	〇〇年〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。 防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。</p> </div>

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	No 1	No 2
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
設備	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
構造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
主要寸法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でNo 1の排水溝と合流)
配置	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年〇月〇〇日	〇〇年〇月〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年〇月〇〇日	〇〇年〇月〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年〇月〇〇日	〇〇年〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。 トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること </div>	

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。
 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。
 「主要寸法」の欄には、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。
 「配置」の欄には、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
 有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないため、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	No 1		No 2		
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設		66 電気めっき施設		
設置場所	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)		めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)		
操業の系統	〇〇処理を行う ※原料から製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。		〇〇めっきを行う		
使用時間間隔	週に2～3日程度使用し、使用時間帯は不規則		10時～16時		
1日当たりの使用時間	4時間		6時間		
使用の季節的変動	なし		6月中旬～7月中旬100%稼働 12月中旬～1月中旬30%稼働		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	(前処理工程) 硝酸 30kg/月 (1wt%) (クロメート処理工程) 硫酸 5kg/月 (1wt%) 硫酸 100kg/月 (20wt%) クロム酸 10kg/月		(前処理工程) NaOH 100kg/月 (10wt%) 界面活性剤 10kg/月 (1wt%) 硫酸 100kg/月 (5wt%) (めっき工程) 金属亜鉛 5kg/月 (1wt%) NaOH 50kg/月 (10wt%) NaCN 10kg/月 フッ化水素酸 10kg/月		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	(単位:mg/L)				
	pH	3.2	3.0	10.5	10.9
	SS	—	—	50	100
	六価クロム	10	40	—	—
	クロム	10	40	—	—
	ふっ素	—	—	20	50
シアン	—	—	20	50	
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	2	4	10	15	
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	No1(めっき排水処理施設)				No2(浄化槽)				
処理施設の設置場所	添付図面〇〇のとおり				添付図面〇〇のとおり				
設置年月日	年 月 日				年 月 日				
工事着手予定年月日	〇〇年〇月〇〇日				〇〇年〇月〇〇日				
工事完成予定年月日	〇〇年〇月〇〇日				〇〇年〇月〇〇日				
使用開始予定年月日	〇〇年〇月〇〇日				〇〇年〇月〇〇日				
種類及び型式	連続式				合併浄化槽 型式CS-〇〇型				
構造	鉄筋コンクリート (構造図、添付図面〇〇のとおり)				FRP				
主要寸法	全体8m×10m×2m (各槽の寸法は、添付図面〇〇のとおり)								
能力	20m ³ /日				20人槽				
処理の方式	連続式(油水分離、加還元、凝集沈殿、ろ過、中和等)								
処理の系統	資料〇〇のとおり				資料〇〇のとおり				
集水及び導水の方法	地上配管で処理施設まで導水 (経路は、添付図面〇〇のとおり)				埋設配管で処理施設まで導水 (経路は、添付図面〇〇のとおり)				
使用時間間隔	10時～18時				不規則				
1日当たりの使用時間	8時間				16時間				
使用の季節変動	なし				なし				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	NaOH 2kg/日(中和) 硫酸 2kg/日(中和) 亜硫酸水素 ナトリウム 2kg/日(加還元) PAC 20kg/日(凝集沈殿)				消毒剤 50g/日				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	(単位:mg/L)								
	pH	3~10	6~8	3~10	5~9		6~8		6~8
	BOD						15		20
	SS	50	10	100	20		70		70
	六価クロム	10	<0.02	40	0.1				
	クロム	10	<0.2	40	1.0				
	ふっ素	20	<0.8	50	2.0				
	シアン	20	<0.1	50	0.2				
量(m ³ /日)	12	12	19	19		1		2	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	廃油(50kg/月)。汚泥は、脱水した後委託処理(600kg/月)株〇〇に委託予定								
排水の排出方法	排水口1(〇〇川)放流(排水口の位置は添付図面〇〇のとおり)				排水口1(〇〇川)放流(排水口の位置は添付図面〇〇のとおり)				
その他参考となるべき事項	放流槽にpH自動記録計を設置								

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

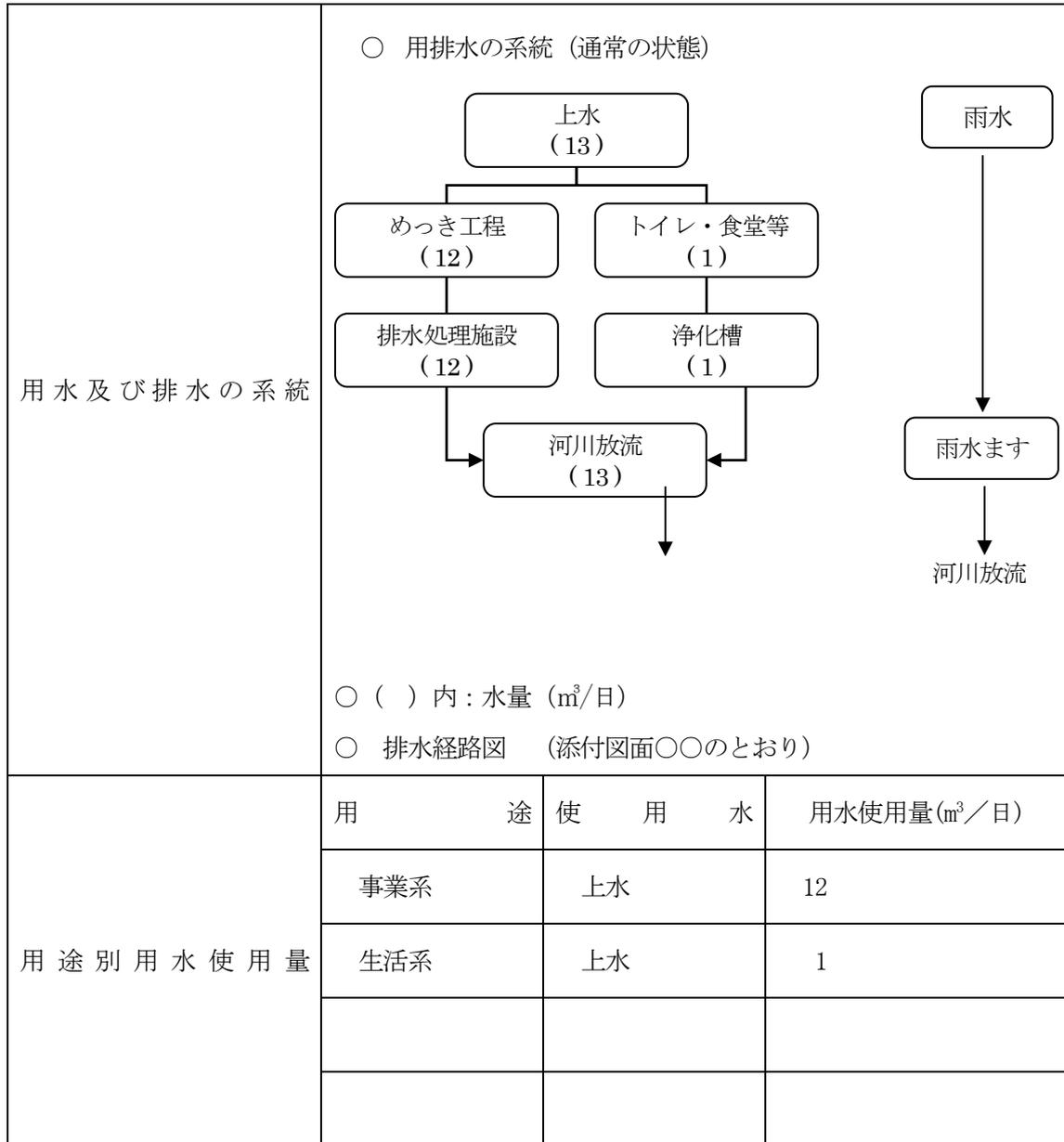
2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口1 (河川放流)			
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	(単位: mg/L)				
	pH	6.4~8.0	5.8~8.6		
	BOD	1.6	2.8		
	SS	15	20		
	六価クロム	0.02未満	0.09		
	クロム	0.2未満	0.9		
	ふっ素	0.8未満	1.8		
	シアン	0.1未満	0.2		
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		13	21		
その他参考となるべき事項		排水(事業系排水・生活系排水)は〇〇川放流			

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統



水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設) 定期点検記録表

①点検対象となる有害物質使用特定施設等

3年保管(義務)	
施設設置場所	施設名称
有害物質の種類	該当施設
有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設	

点検結果

②点検年月日	点検の実施 補修(措置)の実施及び異常、漏えい等が確認された場合には別紙に記録をする (下記【点検結果の記録と保存】参照)		④点検実施責任者の氏名		印	
	④点検を実施した者の氏名		④点検を実施した者の氏名			印
③点検対象と点検方法及び結果						
平成 年 月 日	床面及び周囲		施設本体		上層階からの漏洩	
	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果
平成 年 月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり
平成 年 月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり
平成 年 月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり
平成 年 月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり

異常等に対する措置

備考	
----	--

【点検結果の記録と保存】

点検を行ったときは、改正水濁法により、点検結果を記録し、保存しなければならぬことが定められている。また、改正水濁法施行規則により、点検結果の記録を3年間保存することが義務付けられている。ただし、万一発生する将来の地下水汚染の原因調査等に備えて、3年間を超えて、できるだけ長期にわたって保存することが望ましい。記録する事項は、改正水濁法施行規則第9条の2の3において、次のように規定されている。

①点検を行った有害物質使用特定施設等、②点検年月日、③点検の方法及び結果、④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名